

令和7年度税制改正に関する要望事項について

一般社団法人 沖縄県法人会連合会
会長 上 間 優

令和6年6月12日開催の本会第55回理事会にて、県内6法人会の税制改正要望事項を取りまとめた、令和7年度税制改正に関する要望事項を以下の通り、上部団体の公益財団法人全国法人会総連合へ進達いたしました。

記

《基本的課題》

1 税・財政改革

(1) 国民負担の適正化

コロナ禍の第5類移行に伴い経済活動が正常化しつつあり、特に直近での税収は過去最高の71兆円（令和4年度）を超え、令和5年度の税収も期待される。税収を構成する税目別では消費税がトップとなり税収の中心となっている。消費税は取引そのものに課税されるのに対し所得税、法人税の様に利益（所得）を課税標準としないこともあり逆進性が従前より指摘されており、この性質は長期において蓄積、浸透し個人格差、地域格差を生む一因とも云える。ここで財政基盤を支える税制の信頼性を確保、維持する観点から公平、公正の税制の在り方は永遠のテーマであり継続的な検討が必要となる。特に中小企業の継続支援としての経済振興を図り税収の自然増による財政健全化を目指す。

尚、財政改革の検討では持続可能な社会保障制度の設計図が描かれた上、財源としての税の種類や規模が論じられるのが筋である。消費税率引き上げについて言えば、今の政府が、国民の担税能力から試算して段階的な増税案を示しても、それが社会保障目的税と特定したとしても制度そのものが段階的にどのように改革していくのか示さないと大方の理解は得られないと思われる。

(2) 社会保障制度に対する基本的考え方

医療、介護、福祉（障害者を含む）など広範囲に亘る社会保障の在り方については、総じて受益者負担（一部）での制度維持は以前より厳しく公費依存はやむを得ない。この点、年金、医療、弱者救済の各制度の検討につきタイムスケジュールを短期・中期・長期に分けてシミュレーション化し、財源の確保方法を同様に対比させるなど、わかりやすい“一体改革・関連法案”の再検討が必要である。特に介護保険に関しては持続的な給付削減によることで制度維持を図っている。

社会保障制度も税制の在り方と同様に、地域間、世代間の公正性を着実に進めていくしかない。この点、少子化対策の出生率向上を図るための社会保障制度の充実・強化を図る。

また併せて、生活保護の給付水準の見直しと、不正受給防止システムの更なる強化をす

る。更に行政の効率化として税金と社会保険料を統一的に徴収する制度や役所（歳入庁）の検討も重要である。

（３）政治・行政改革の徹底

①政治参加の重要性

税制、社会保障制度の在り方を決めるのは政治であり、我々国民である。昨今の国会、地方議員のスキャンダルが話題が多く取り上げられ、その点、我々はその経緯、顛末に注視すべきあり、政治不信の払拭として国会議員定数の大幅な縮減、報酬の見直し。徹底した無駄の削減という政治改革を強く求める。更なる政治改革として国、地方に共通する議員定数の縮減とその報酬の見直しを各国の制度研究を踏まえ検討すべきである。併せて各地方においても地元の議員に対して、積極的な提言を行うコミュニケーションの場を設ける機会を検討し、税制、社会保障など諸々の問題だけの共有化だけではなく、相互の意見交換は重要である。

②行政に対する注視

政治同様に税制、社会保障などの社会的機能を継続的に運営しているのは行政である。行政の運営財源が我々や将来世代の税金、保険料に拠ることから、「行政のムダ」に着目する必要は確かにあるが、その一方で我々国民も政治同様、行政の在り方に今以上の関心をもってその動向注視すべきである。その先に行政のムダを是正する行政の効率化の途が見えてくるはずである。

公務員制度の改革は急務である。まず定数縮減、次に給与等の見直しが必要。給与等は国民や住民が納得いく水準にすべきである。

③行財政改革の徹底

議会議員・公務員の定数、報酬、公務員給与の効果測定による見直し、徹底した無駄の削減は従前のおり重要である、一方市民サービスの向上や行政運営の一層の効率化を図る上からも、民間を活用した業務委託の促進をする。併せてDX化を推進し生産性を高め行政の効率化を図る。市民に対してはマイナンバーカードの積極的利用を推進する。

④地方財政

地方財政の中核は地方税であり、これもコロナ禍から脱却により徐々に改善傾向にある。とはいえ各地方、地域において社会保障の運営規模の見合う経済活動には総体としてギャップがあり、更に経済活動における課税自主権も一定の制限がある。確かに地方の課税自主権により新たな地域間格差が生じる可能性もあり、交付税交付金は国の裁量による財源調整が機能する面はあるものの、各地方、地域の特性に応じ、税源移譲をより容認する方向性を確立すべきである。

（４）消費税構造の抜本的見直し

①実質的二重課税への対処

消費税は取引に対する課税として、揮発油税、酒税と類似の性質を有する。このため当

該、揮発油税や酒税に関連する事業者においては一種の二重課税による負担がある。従って中長期的に二重課税の軽減に向けて検討を行うべきである。

殊にガソリンをはじめ一部日常生活での支出において二重課税と思われる消費税について是正をすべきである。その課税の仕組みを軽油(軽油取引税)等と同様に利用者が納税義務者となる仕組みに変えるなど現状の課税の仕組みを改めることで、ガソリン等に対する消費税の二重課税と言われている内容の是正に繋がるものと考えられる。

(5) マイナンバー制度

マイナンバーカードを活用した行政手続き等の簡素化と効率化を推進

①マイナンバー利用促進へのインセンティブとして税額控除を検討

②IT技術を駆使し、行政手続き等の徹底した効率化の推進。マイナンバーカードをより税制面のDX化推進に活用し納税、徴収の効率化を図る。

2. 経済活性化と中小企業対策

(1) 中小企業の活性化に資する税制措置

①デジタル化投資促進税制の拡充

人口減少による中長期的な労働力不足においては生産性向上がカギとなる。DX税制はその一環であるが、DX税制の更なる利便性の向上を図るべき

②人材確保関連支出

IT、AIの推進は必須であるが、それを制御するコア人材、そのコア人材をサポートする諸々な分野における人材の確保が必要であり、高齢者を始め障害者、外国人、引きこもり者、元受刑者など、それぞれの特性に配慮した税制上の措置を検討する必要がある。

③賃上げ促進及び雇用維持税制

中長期的に労働力を安定確保するためには、人材の長期継続雇用によるスキルアップでの生産性向上を図ることが必須である。その為に賃上げ促進税制の拡充を検討すべきである。

④働き方改革を税制面で支援

産休、育児、介護休業などによる休職は中小企業には深刻な影響を与える。またこれらの休暇が得られないため退職せざるを得ない状況は労使双方に損失であり、ひいては税込減などにもつながることから、柔軟な勤務体系制度の構築、給与支給などの処遇、条件の改善につき中小企業の人材不足を解消する措置を講じるべき。特に人口減少への対応として、企業型保育員を地方自治体の更なる支援のもと定員数、保育士の十分な確保を支援、人材育成としてのリカレント教育への補助、助成を促す支援策を講じる。

⑤副業支援税制

賃上げ税制のみではそれを継続する中小企業の体力も持続できない可能性がある。その

為、雇用の流動化による労働力の社会共有化として各企業における副業支援に係る労務上の制度措置と併せて既存の税制上の副業支援の拡充を図るべきである。

⑥緊急時対策関連（リスク関連）税制

不規則、不確定期限に関する損失計上は、税務上は原則容認できないものであるが、自然的要因ではないウクライナ危機など人為的要因により、我が国の生活基盤も大きく影響を受ける事象を経験した。企業経営、特に経営基盤の弱い中小企業では損害保険だけではなく不規則・不確定事象に備えるための一定範囲の損失計上を検討すべき。

近時では、エネルギーコストの増加により中小企業や一般国民の経営、生活の維持コストが増加しつつある。この点、政府、地方自治体の補助などの施策も講じられているが、税制上は既存の投資促進税制に省エネ投資促進税制の再拡充も検討すべきである。

⑦事業承継税制に係る事務手続きの簡素化

法人、個人事業者に対する事業承継税制は一定の整備が図られ、運用段階に入っているところである。ただ、適用要件も一部簡素化、柔軟化しているが、事務手続は事業者にとっては難しい面もある。従って、現行の事業承継税制の事務手続きを検証し、有効利用していくような改善策を講じるべきである。

(2) 中小企業者の負担軽減

①社会保障費の負担軽減

賃上げによる社会保障費負担増に対し給与総額に対する比例措置により保険料算出につき、保険料の増加に段階措置を設け、特に中小企業者である事業主の社会保障費の緩和措置を講じる。適正な社会保険料を支払っている中小企業に対する更なる支援や税の軽減処置を図る。

②コロナ禍により国、地方の立法・行政機関により様々な資金支援措置が講じられている。今後はこれら緊急支援により生じた債務の償還問題である。これらの債務償還問題の動向を注視し対策を検討する必要がある。

③コロナ禍の影響による事業再生支援

コロナ禍による事業継続が困難になる事業者に関して、事業再生、閉鎖の事務処理を迅速化できる様な制度設計を行う。

(3) 地域特性を踏まえた経済環境の整備について

①産業構造改善のための基本方針

コロナ禍の5類移行により世界経済も復調の兆しが見える一方、国内経済は為替安、人材不足の影響も相俟って人件費、原料、物流など諸々のコストが増大している。特に中小企業は各地域経済の基盤であり、今以上に国外市場も見据えた経営活動が求められる。この点、中小企業の自助努力だけではなく、立法や行政の支援も不可欠である。特にボーダ

レス経済により各市場（財、サービス、金融、労働）が当然となった現状を踏まえ、我が国も東アジア、東南アジア、オセアニアをより重点的に圏内に入れた経済の拠点化を図るべきである。

②地域特性の応じた事業及び社会支援策

島嶼、都市部からの遠隔地、山岳、海浜地域など各地域の特性に応じた施策を講じるべき。例えば離島地域は、割高な輸送コストや、高校教育に係る経費、北部地域を含む医療環境等、大きなハンディキャップを背負っている。従った市場地、人口集積地域間との格差の是正、過疎化対策、雇用拡大の面から、新たな助成又は離島特別控除を創設し、税負担の軽減を求める。

③税制上の優遇措置

上記までの産業構造見直し、地域特性に応じた支援策を税制により支援し、外資を含む資本、企業の誘致による地域活性化を検討すべき。地場産業の継承、育成の観点から酒税の問題、食品衛生加工の規制など地場産業の育成拡充を阻害する事項は速やかに改善すべきである。また、近年言われる第六次産業の育成モデルを沖縄でこそ実施、展開すべきである。なお我が国の経済的安全保障の観点から、経済の元となる食料自給率の向上の観点から農林水産業の振興が図れるよう税制面においても配慮すること。

参考 各単位会の原文

<沖縄県経済環境の整備について>

1 経済的自立の支援

(1) 産業構造改善のための研究機関の設置

日本復帰前後、政府は公共投資を集中的に行った。一に道路網の整備であり、一に漁港の整備であり、一に農業用土地の開発整備等であった。それらの施策は本土との格差是正と派生するであろう雇用拡大に重点がおかれ中長期的な展望に欠けた嫌いがあったのは否めない。海岸線の幹線道路は自然景観と海浜環境を損ない、海中の生物体系まで損なった。

漁港は中小の漁船やポート置き場としては立派過ぎるが漁村もなく漁民も少ない。山肌を削った広大なキビ畑やパイナップル畑は雑木雑草の原野と化し風雨による赤土流出源となっている。その当初は適切な投資であったと思う。経済自立の一端を担うはずであったと思う。

今後、過去の沖縄経済の問題点を検証し、将来を中長期に分けて、需要と供給という経済原則と沖縄の有利性をからめた産業構造を研究し、成果を現場に移す、そういう役割を持つ機関あるいは組織を沖縄に設置し、国の負担で県・市町村に実施させるよう望む。

(2) 東アジア、東南アジアを圏内に入れた経済中継基

地化言い尽くされた論議ですが遅々として進まない IT センターや貿易拠点港。また空港の拡張や整備については一步一步前進しつつあるが、将来の沖縄経済の発展のためには物流及び観光産業の両面を見据えた空港機能にすべく、国際的視点に立って支援して貰いたい。

(3) 税制上の優遇措置

自立までは支援が必要である。外資の呼び込み、国内企業の誘致、県内企業の創業や拡大などのために税制・制度は使い勝手のよい内容であるべきである。

(4) 地場産業の育成

酒税の問題、食品衛生加工の規制など地場産業の育成拡充を阻害する事項は速やかに改善すべきである。また、近年言われる第六次産業の育成モデルを沖縄でこそ実施、展開すべきである。

(5) 我が国の食料自給率が危機的状況にあることから、農林水産業の振興が図れるよう税制面においても配慮すること。

(6) 離島県沖縄の更なる離島は、割高な輸送コストや、高校教育に係る経費、北部地域を含む医療環境等、大きなハンディキャップを背負っている。本島と北部地域・離島地域の格差の是正、過疎化対策、雇用拡大の面から、新たな助成又は離島特別控除を創設し、税負担の軽減を求める。

(7) 県民生活・産業経済の安定を図るため、揮発油税の更なる軽減措置（継続）又は恒久的な軽減措置を求める。

3 地方のあり方

(1) 人口流動化による地方活性化

在宅ワーク、リモート就業の定着、副業支援の増大の観点も踏まえ各地方、地域への人口流入策（特に若年者層）の移転を促進する地方移転住宅ローンの支援など地方財政インフラ、経済基盤の整備を拡充する必要がある。

さらに就業の多様化は各地方を生活基盤とするために少子化対策を充実させ、将来の生産人口の維持を図る施策を講じるべきである。

(2) 新規事業創出投資

全体的な人口減少（出生率低下、高齢化）に基因する地域の停滞を克服するには人材流入の受け皿となる事業受入れ（企業誘致）、と事業創造（スタートアップ）を強化していくことが重要であり、その為の地方が負担しえる税制上の措置を検討する必要がある。

(3) 長期的人材育成

人材を長年に育成していく、多様性のある人材育成上の課題となる学業、生活の支援措置を検討していく必要からその為の財源措置も併せて検討する必要がある。

(4) 市場への展開促進

地方の企業の市場開拓に向けての積極的展開は一義的に企業の問題であるが、地方とし

て、特に海外展開に対する制度支援を国との役割分担を踏まえ検討する必要がある。

(5) 地方企業の誘致・活性化

① 地方拠点強化税制の簡便化

地方活性化、東京一極集中、災害対策等の観点から地方拠点強化税制の浸透を図る。ただし「名ばかり地方企業」とならないように、地元（地方）の雇用要件を厳格化する一方、設備要件等、地方移転を促進するよう制度の見直しを行う。

② 地方発企業の進出促進税制

地方から東京等三大都市圏以外への進出を行う企業を各地方で認定し、同支援企業の地域外進出に係る投資を支援する。

(6) 道州制、地方分権への志向国際関係の高度化の中、我が国の経済的、技術的優位性など、日本の立場は相対的に低下しつつある。この様な中で地方は国の政策を実行する機関として役割を果たしている。そのための必要な財源措置を国の責任において担うのは当然である。一方で地方独自の視点による費用対効果、効率性を積極的に推進する地方自身の意思決定、政策を実行する余地もある。殊に地方はそれぞれの特性を有しており、ベースとなる制度基礎は全国共通としても、その応用、発展形は地方独自の考えが国と地方の役割分担に資する。この様な観点から地方分権、道州制の可能性は継続的に検討すべきであり、その為に地域住民、企業、地方立法、行政がそれぞれ応分の負担を行う必要性を認識すべきである。

(7) デジタル社会化への対応

①人口減少による業種を問わず、中長期的には人材確保が厳しい状況にあり社会のデジタル化は、事業者（法人、個人事業者）向けの DX 投資税制などで先行的に実施されているところである。デジタルの「社会化」を一層、推進するために、事業者以外の国民に対する施策を検討すべきである。

②行政手続きによる ICT 化の推進

国民の利便性、行政の効率化を図る観点から行政手続きの ICT 導入を推進し、国民と行政間の手続きを原則 DX 化し、行政手続きの無人化を推進する。

《税目別》

I 法人税関係

①法人税率の引き下げ

国際競争力強化のため、また企業の海外転出防止のために法人税の実効税率のさらなる引き下げを求める。

②中小企業軽減税率の適用所得金額の引き上げ

軽減税率の適用所得金額については、昭和56年以来据え置かれている現行800万円を1,600万円に引き上げる。

③税務上の欠損金の繰越制限を廃止

イ 法人経営上の損失（欠損）は、事業上は不可避であり過年度の損失も当年度の利益も事業継続を行う主体からは過去の欠損金の時効消滅は理解が得られにくい。

ロ ただ財政担保の観点から法人の支配権が他の株主に移転した場合等の一定の例外事項に該当するケースでは、現行の時効期間を適用する。

④課税ベースの縮小

退職給付引当金、賞与引当金等、役員賞与など会計理論上、経費性が認められる項目も税務上の損金処理を容認すること。

イ 会計上のルールに基づく決算書（財務諸表）と税務上における税務申告書はそれぞれの違う目的であるものの、法人の業績を基礎とすることから、法人経営における意思決定を統一化する観点から決算書と税務申告書上の相違事項を可能な限り排除することが重要である。

⑤役員給与の損金算入範囲の拡充

役員給与の本質は職務執行の対価であるから、役員賞与を含め、原則損金算入できるよう見直すべきである。

⑥交際費の損金算入制限の廃止

現行における損金不算入の制度を廃止する。

イ 交際費の損金算入不算入の制度趣旨は企業における冗費抑制とあるが、そもそも冗費か否かは個々の企業の判断によるべきで制度趣旨としては不適切。

ロ 交際費が例えば同族会社における私的流用の蓋然性で注視すべきであれば、税務調査、指導等で確認を行うことが可能である。

ハ 中小企業にとって必要不可欠な交際費があり限度内交際費課税は廃止すべきである。

⑦寄付金損金算入制限の廃止

現行における損金不算入の制度を廃止する。

イ 交際費同様、企業の意思決定の裁量性を支出時点で制限することは適切でない。

ロ 逆に国が認定した公益性の高い法人への支出については支出額に割増分の損金算入を認める（支出額の1.2倍、2倍等）。

⑧事業支援再生に係る損金算入

当該法人の事業継続に重要な取引先等の支援のため債務保証を行った場合に一定の計算方法により算定した引当金を損金算入する。

イ 事業に係る取引関係も事業価値を構成することから相手方企業の支援、廃業防止は、法人の事業価値を維持することになる。

⑨事業再生で債務免除をうけた法人の債務免除益課税の廃止又は繰延

債務免除を受けた債務につき債務免除益となった金額につき、課税対象としないか、課税を繰り延べる。

イ 事業の好不調は事業継続の上では必須事象であり、そもそも担税力のない債務免除益に課税することは適切ではない。

ロ 担税力はないが計算上の経済的利益を受けているとしても一時の課税は再生そのものに影響を与えるため、一定期間繰延を行うことで財政基盤が比較的脆弱な中小企業支援に繋がる。

⑩要支援就労者への雇用促進投資に係る割増損金と投資税額控除

障がい者の社会参加、引きこもり者の社会復帰に対し、受刑者の社会復帰支援等、該当者に支払う賃金、特別の研修、手当等に対しその離職・未就業期間に応じて、支出額に対する一定割合を割増損金とするか、一定割合を税額控除する方式を採用する。

また上記該当者は、現行の勤労環境にある就業者との賃金格差が想定されることから、現行の所得拡大税制の範囲には上記該当者は当面、含めない。

⑪外国人雇用に伴う割増損金算入と投資税額控除

国内の人材不足、働き方改革で実質的な就業時間は減少する傾向にあり、これを補うため外国人雇用者を増加することは必須ともいえる。また労働者である外国人にとっては不慣れ、厳しい労働条件下にあることも想定され、使用者である中小企業に外国人給与、雇用に係る諸経費（衣食住及び職業訓練）に係る支出につき支出額に対する一定割合を割増損金とするか、支出額の一定額を控除する等の支援措置を制定する意義がある。

⑫所得拡大税制の充実

社会保険加入の公正性の観点から事業形態（個人・法人）に関わらず、社会保険加入を厳格化する一方、所得拡大税制において支給給与のみでなく、事業主負担の社会保険料も計算対象に組み入れ、年々、増加する社会保険負担の影響を軽減すべき。また副業支援により、社会保険料の事業主負担を副業先事業主との按分を可能とする制度を検討する。

⑬従業員に対する経済的利益（FRINGE BENEFIT）の拡充

中小事業者の従業員に対する雇用定着による就業の安定、または経済低迷時における経済活性化を中小事業者の立場から推進するためにも、従業員に対する福利厚生施策（社員旅行、食費補助等）につき現行の諸基準を緩和し、給与引き上げが難しい事業者においても給与以外での経済的利益の供与につき、損金算入の範囲を拡大すべきである。

⑭不確実性・偶発損失引当金の損金算入

経営管理の範囲を超える甚大な自然災害、国内及び国際的社会情勢の急激な変化につき、

不意に多額の損失を被ることを回避するため企業は損害保険料の損金経理を行うが、保険金収受までには多くの時間を要したり、査定により満額の保険を得られないことも多い。その為、企業が保有する金銭債権以外の資産につき、一定割合の引当金を容認する。

⑮地方拠点強化税制の拡充

地方へ人員、設備等の移転を促進する企業に対し、本店移転を義務付けるとともに、雇用促進税制の充実を図る。特に地方（地元）住民の新規雇用にかかる雇用促進税制につき税制上の優遇措置を拡充する。

⑯新規事業への投資につき、支出時の全額損金算入を容認する。若しくは進出する事業の優劣をつけ、特に経済安全保障の観点から第一次産業分野への出資を全額損金とする等の弾力的措置も検討すべきである。

⑰コロナ禍の緊急融資につき、事業者に一定の条件（債務超過の状況等）を課した上で、金融機関との協議、合意の上、コロナ禍融資を全額、一部減免できる措置を行う（当然、減免分は益金課税となり、更に税額を上乗せする）。政府は協力した金融機関について債務免除益課税の上乗せ分を金融機関に補填する。

⑱海外展開、デジタル化支援に伴う支出額の早期償却制度の創設

国内市場の成熟による国内企業の持続的発展を図る上で海外、もしくはデジタル（サイバー）市場への展開が要請されることからこれら新分野に対する投資についての税額控除、早期償却制度を創設する。

2 個人所得税関係

①要支援就労者への雇用促進投資に係る割増損金と投資税額控除

障がい者、引きこもり者、受刑者の社会復帰支援等、等に対し、該当者に支払う賃金、特別の研修、手当等に対しその離職・未就業期間に応じて、支出額に対する一定割合を割増損金とするか、一定割合を税額控除する方式を採用する。

また上記該当者は、現行の勤労環境にある就業者との賃金格差が想定されることから、現行の所得拡大税制の範囲には上記該当者は当面、含めない。

②外国人雇用に伴う割増損金算入と投資税額控除

国内の人材不足、働き方改革で実質的な就業時間は減少する傾向にあり、これを補うため外国人雇用者を増加することは必須ともいえる。また労働者である外国人にとっては不慣れ、厳しい労働条件下にあることも想定され、使用者である中小企業に外国人給与、雇用に係る諸経費（衣食住）に係る支出につき支出額に対する一定割合を割増損金とするか、支出額の一定額を控除する等の支援措置を制定する意義がある。

③新規事業への投資額控除

新規事業投資につき、支出時の全額損金算入を容認する。若しくは進出する事業の優劣を

つけ、特に経済安全保障の観点から第一次産業分野への出資を全額損金とする等の弾力的措置も検討すべきである。特に個人事業として任意組合への出資額の投資控除を検討する。

④不確実性・偶発損失引当金の損金算入

経営管理の範囲を超える甚大な自然災害、国内及び国際的社会情勢の急激な変化につき、不測に多額の損失を被ることを回避するため企業は損害保険料の損金経理を行うが、保険金收受までには多くの時間を要したり、査定により満額の保険を得られないことも多い。その為、企業が保有する金銭債権以外の資産につき、一定割合の引当金を容認する。

⑤土地建物の譲渡に伴う譲渡損失と総合所得との損益通算を認める

土地建物の譲渡益はその臨時性、金額が高額になることと等を考慮し分離課税とされている面もあるため、譲渡損失の場合には本来通り他の所得と合算すべきである。

⑥不動産取得における土地取得に係る負債利子の損金不算入を廃止する。

イ 土地のみを取得し不動産運用する場合と、建物を取得して運用する場合で課税関係を区別することは公正性からみて適切ではない。

ロ 負担する利子が通念上、高額か否かは土地、建物など不動産により区別すべきではない。

⑦土地の短期譲渡所得の保有期間の短縮

短期譲渡所得がバブル期における転売行為(土地転がし)を抑制するために設けられた短期譲渡の重課制度投機的取引等の過度な取引を是正する政策的意図があるが、現状の経済状況に鑑み短期譲渡所得短期譲渡所得の判定基礎となる所有期間を5年超から3年超に短縮することにより不動産の流通促進をはかる。更に税制の簡素化という側面から現行の土地譲渡にかかる段階課税を撤廃し、保有期間を問わず一律課税(20%)とし、現状の国、地方の取り上げ方の配分も同等もしくは地方配分を高めることで地方財源の一役をこれまで以上に担うことが望ましい。

⑧金融資産の配当課税の選択制

同族株主への配当も含む非上場会社が実施する剰余金配当は分離課税と総合課税の選択とする。非上場会社からの配当、特に同族会社が行う配当と上場会社が行う配当を区別することは合理的でない。

⑨金融資産の譲渡損失の損益通算

上場、非上場及び株式、公社債、投資信託を問わず損益通算を認めること。金融資産への複雑な税制を簡素化することでより多くの投資を誘引し金融市場の活性化を図らしめる。

⑩金融所得分離課税の段階税率導入

金融所得は原則、分離課税で税率20%となっている。NISAの拡充による投資促進が予定されているが、現行の分離所得課税制度も拡充して分離課税の税率を所得に応じた段階税率を導入すべきである。

⑪居住用財産の譲渡損失の損益通算、繰越控除の要件から住宅借入金等の残高要件を撤廃する。住宅ローン残高は実態上の金額、譲渡損失は会計上の計算差額であり実質的に異なる概念であり、双方を損失の上限規定とすることは、納税者には理解しがたい。

⑫居住用財産を譲渡した場合の特別控除額3千万円を6千万円に引き上げること。

⑬特定居住用財産の譲渡に伴う買換え特例において譲渡資産の保有期間を5年超に短縮する。特定居住用財産の譲渡に際し譲渡損失が生じた場合の特例は、5年超の保有が要件となっており、こちらと平仄を合わせることが納税者の意思決定に資する。

⑭変動所得を適用する業種の拡大

現在、対象となる業種が限定（漁業、原稿執筆、著作活動）されているが、生命保険、不動産売買の代理、仲介業、等の所得の変動性が認められる業種についても変動所得適用の対象とする。業績(所得)の変動が大きい業種について、同制度の選択の余地を認め、税負担の硬直性を是正することが有用。

⑮準確定申告の申告期限を、相続発生日の翌年度の3月15日、相続税の申告期限のいずれか遅い日まで容認する。相続に係る被相続人の申告義務につき、相続税の申告期限とも平仄を合わせることが納税者の理解に資する。

⑯コロナ禍の緊急融資につき、事業者に一定の条件（債務超過の状況等）を課した上で、金融機関との協議、合意の上、コロナ禍融資を全額、一部減免できる措置を行う（当然、減免分は益金課税となり更に税額を上乗せする）。政府は協力した金融機関について債務免除益課税の上乗せ分を金融機関に補填する。

⑰各種控除制度の見直し

所得税課税の基礎として、課税最低限度額は見直し広く国民全体で負担していくようにすべきである。その為に課税所得の調製を行う各種控除制度は整理した上で合理的なものに見直すべきである。

現在の少子化問題解消の一つとして、現状の児童手当(旧こども手当)を見直した上で、過去の所得税申告等で取り上げられていた15才以下の子供に対する扶養控除(年少扶養控除廃止)の復活及び同控除額の引上げほか、教育資金に係る借入に対する税額控除の導入など子育て支援につながる税制上の制度を制定する。更に、国境、辺境地に接する地域やその地域特有の環境に鑑み、交通運賃の低減、生活扶助（出産・教育・介護等）に掛かる費用負担の低減に繋がる税制を各種控除に織り込み人口集中化、偏在化を防ぐ措置も検討すべきである。

3 相続税・贈与税関係

①相続税の一部地方税化（人生最後のふるさと納税）

被相続人は特定の地域、あるいは複数の地域を生活の本拠としている。この為、被相続人

の生前の居住地に応じて相続税を配分する（地方税化） その為にマイナンバーカードの普及推進により個人の居住履歴の集計データ化を推進する。

②相続を起因とする諸経費(相続税の税務申告報酬等)につき債務控除の対象とする（申告期限には未払であっても、契約書等で債務発生が確認できることを条件）これは相続後であっても相続を起因とする経費は発生するため。

③直系卑属の2割加算を廃止する

イ 直系卑属は相続人より資力が少ない事が思料され、同額の相続税負担の場合では相続人との比較において税負担が加重になる。

ロ 相続時精算課税の改正により一部の直系卑属への適用も可能となったため、同制度と平仄を併せる。

④非上場株式の評価につき、純資産額の計算において、対象となる法人の規模、資産構成割合に応じて簿価純資産による場合と時価純資産による場合とで選択制とする。

イ 非上場株式は流通を目的とすることが稀有であり、また売買流通させることが相対的に困難である。

ロ 時価による評価替えによる差損益は担税力には直接的には関連しない。

ハ 時価純資産の算定は、納税者にとって労力を要する。

⑤種類株式の評価方法を検討

種類株式は、普通株式と権利態様も異なることから、同株式の性質も踏まえ、種類株式の発行状況、権利行使態様の事例を今後、蓄積していくことが望まれる。

⑥贈与税の各種控除の見直し

相続時精算課税制度の特別控除額を現行 2,500 万円から 5,000 万円に引き上げる。

⑦相続時精算課税の修正により評価額が増加した場合に特別控除額も比例変動させる

法人税の税額控除と同様に、当初の特別控除額も修正などの際に比例変動し増減させることが納税者の制度適用に資する。

⑧事業継承推進の為の税制の優遇。

上記の暦年贈与、相続時精算課税の拡充と平仄を併せる意味で現行の事業承継税制も更なる利便性の向上を図る様に事務手続の簡便化を検討すべきである。

4 地方税関係

①対象となる資産の範囲

イ 事業として使用する固定資産、償却資産は法人税、所得税など税収入を生み出す社会基盤であるため固定資産税、償却資産税の範囲から除外すべき。ただし範囲除外が難しい場合でも少額減価償却資産を申告対象から除く。法人税と同様の解釈、計算とすることが納税者の事務処理の煩雑性の解消に資するため。

ロ 家屋の利用形態に応じた課税区分の再検討。建物については、外形上は居住用であっても他の用途に使用されるケースもあり、居住用、事業転用上の担税力が異なることから、建物の使用実態を検討し課税区分の精緻化を図るべきである。さらに宅地の規模に応じ小規模住宅用地ならびに小規模事業用地にかかわる固定資産税の大幅な負担軽減も検討すべきである。。

ハ 各地方での住宅取得、長期の賃貸借にかかる独自の税優遇策の検討。

②償却資産税申告の賦課決定、申告書提出期限を法人の地方税申告期限と合わせる

イ 納税者にとっては、償却資産税申告と地方税申告を別の時期に行うことになり、煩雑となりやすい。

④家屋評価方法の見直し

家屋は長期間の使用を前提とするため、再建築費評点数における評点補正率については直近3年間の物価変動ではなく、当該家屋の設置から直近までの物価変動で補正を行うなど実際の利用度を反映させること。

⑤固定資産税の一括前納による割引

イ 全期分納付など納税者の積極的負担への動機づけとなる。

ロ 地方公共団体においても早期の税収確保を図ることが可能となる。

⑥地方(地元)事業者に係るデジタル化関連の投資に係る償却資産税の軽減措置を検討する。

⑦相続時精算課税における特定贈与者からの不動産贈与に係る不動産取得税を免除する。相続時精算課税は、実質的に相続と異なるから相続における不動産取得税の扱いと同様にすべきである。。

⑧婚姻期間20年超の配偶者に対する居住用不動産の贈与につき、不動産取得税を免除する。

配偶者への居住用不動産贈与は、配偶者に対する将来の税負担を軽減する効果もあるため、不動産取得税を課すことは配偶者に負担を強いることになる。

⑨不動産取得税の分割納付を容認し、分割納付の期限日を経過しない場合は延滞金を課さない。不動産取得税は、対象が土地、建物等であり高額になる可能性も高い。従って不動産取得税の納付も多額になるケースもあり一括納付が困難な事案に対応する意義がある。

⑩不動産取得税の段階税率の導入

不動産取得税は、一部の例外を除き、均一税率となっているが、投機的取得の制限、中低所得者の不動産購入の負担軽減を図る立場から、課税標準に応じた段階税率を検討すべき。

⑪事業所税の見直し

現在、人口 30 万人以上の自治体に課税権があるが、将来の人口減少を加味し人口 30 万人という形式基準外し、各自治体の裁量により導入選択を可能とできるようにする。

また課税標準に従業員給与と床面積に対する税率につき各自治体の裁量に拠る事ができるような弾力性を図る。

⑫中小企業への外形標準課税は適用に反対

外形標準課税の中小企業への適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから反対。

⑬ゴルフ場利用税の軽減

イ ゴルフは老若男女を問わず幅広い世代に浸透している競技であるが、それぞれの担税力には差があり、国民の予防健康という点から廃止し利用を促進すべき。また医療費（社会保障費）の抑制をはかり健康経営という理念を事業者のみでなく一般市民にも浸透をはかるべきである。

ロ 地域における観光促進をはかり地域活性化を図る。

一方で課税公平性の観点から、ゴルフ場以外のレジャー施設についても開発行為許可水域使用許可等に係る施設・区域につき課税標準を広げ、ゴルフ場だけに偏らない課税とする。

⑭自動車税(重量税)の税負担軽減

地球環境の保護の観点からエコカーの普及促進を図りたいという国の意向を受けて登録から 13 年を超える車両への自動車税、重量税の割増負担については、その実態から察するに事業用車両のみを課税対象とし、自家用車については同対象から除くことが望ましいものとする。乗車する頻度からして環境への影響も大きくないと思われることやその他経済的な理由などから節約し保有する者に対し、この種の過重な税負担は改めるべきものとする。

⑬法定外目的税の導入

各地域の社会インフラの維持、拡充の財源とした法定外目的税につき導入、検討を行う。観光を地域特性とした場合に、域外からの流入者に対する訪問税、宿泊税、レンタカー税（道路など公共施設利用）等が検討要素となり得る。

⑭環境保護などの社会問題に対する事業者負担の在り方

カーボンオフセット方式によるクレジット購入を参考に、産業廃棄物税の在り方という環境破壊に関する行動のみではなく、その他の社会的課題としての自然環境保護と開発業者との負担の在り方も検討すべきである。

⑮地方独自の事業者支援

政府主導の事業者の労働環境安定化にする諸施策（くるみん、えるぼし）を各地方、地域でさらに推進すべく、認定事業者に対する、関連施設のあっせん、休業者への賃金一部助成

等を検討する。

⑯地方から進出する事業者支援

地方から三大都市圏以外の地方圏へ進出する事業者につき、地方において一定の審査基準による認定した事業者に対し進出にかかり進出先で負担する固定資産税等の補助支援を行う。

5 消費税

①税率構造について

複数税率の導入については、事業者の事務負担や徴税コストの観点等から問題もあるが、最大の問題は逆進性への対策であり、この点を緩和するためにも早い時期から導入し、広く国民の理解を得ることが必要と考える。ただ今後はインボイス制度の導入等で消費税を巡る事務が複雑化することになる。また物価高もある消費税が景気へ与える影響を考慮し、購買意欲を向上させる意味合いから政策的に、一旦、税率を低減、課税停止も検討すべきである。

②免税事業者制度の在り方と零細事業者保護

インボイス制度が導入された現在も、納税者の混乱は多く見られる。2割特例や少額特例の恩恵を受けている小規模事業者も多いが、その措置は時限的なものであり、特例がなくなった時点でのさらなる混乱が予想されるところである。よって現在経過措置という形で施行されている。2割特例、少額特例の延長、恒久化、若しくはそれに代わる事務軽減のための代替法案が必要と考える。

また、少額特例についてはインボイス導入前では3万円未満の取引につき区分記載請求書の保存が免除されていたが、インボイス導入後では1万円未満と引き下げられ、更に事業規模の大きい会社は適用対象外となったのは税負担、事務負担両面からの負担増であるためせめてどちらかの要件の見直しが必要と考える。

③延滞税、物納による納付手続の対象となる税目を拡充するとともに手続簡素化により事前申請期間の延長、事後承認など利便性を向上させる。

6 その他

①印紙税につき、仮契約の段階でも書類を作成することもあり、その本契約とは異なる場合も生じうる。この様な場合、仮契約書で納付した印紙税を本契約書に係る印紙税貼付で精算する。

②非常時の対応であると認識し、前回の震災を参考にして被災地に対しては現行税制の見直しから始め、早期に事業や生活が普通の状態に復するようにすべきである。税の減免はもとより課税期間や手続の簡素化も同時に実施すべきである。

③租税教育等

イ 適正な租税を把握のための可処分所得の更なる情報公開の推進とその増大を目指すための政府の取り組み強化。

- 義務教育から租税システム教育を強化し国民全体（社会）による自助・共助・公助の取り組みを強化する。